

議案第 10 号

木曾広域連合フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例等の
一部を改正する条例について

木曾広域連合フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年5月28日 提 出
木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和6年 月 日 決
木曾広域連合議会議長

木曾広域連合フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（木曾広域連合フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
第1条 木曾広域連合フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年木曾広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現行
第1条（略） （定義） 第2条 この条例においてフルタイム会計年度任用職員の「給与等」とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当、勤勉手当及び旅費をいう。</u> 第3条～第17条（略） <u>（勤勉手当）</u> 第17条の2 <u>フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当の支給については、給与条例第43条から第45条の規定の例による。この場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u> 第18条～第21条（略）	第1条（略） （定義） 第2条 この条例においてフルタイム会計年度任用職員の「給与等」とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び旅費をいう。</u> 第3条～第17条（略） 第18条～第21条（略）

（木曾広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 木曾広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年木曾広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>木曾広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、木曾広域連合の会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、<u>期末手当及び勤勉手当並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(<u>次号においてこれらの日を「基準日」という。</u>)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p>	<p><u>木曾広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、木曾広域連合の会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬<u>及び期末手当並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(<u>以下「基準日」という。</u>)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p>

(2) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(次号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、連合長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、給与条例第44条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額を超えてはならない。

2 給与条例第41条及び第42条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第10条～第15条 (略)

(連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)

第16条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当については、第3条から第9条の2までの規定

(2) (略)

2 (略)

第10条～第15条 (略)

(連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)

第16条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、第3条から第9条までの規定にかかわら

にかかわらず、連合長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。 第17条 (略)	ず、連合長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。 第17条 (略)
---	--

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成11年木曾広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第43条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日にかかる勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第43条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日にかかる勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。